

お子さまの新たな学生生活が始まるタイミングでぜひ加入をご検討ください

中央大学 学生総合補償制度

(団体総合生活保険)



学生生活（学内外）を安心して過ごすために

行動範囲が大きく広がる大学生。
学生総合補償制度は、お子さまの学生生活を総合的にサポートします。

部活・
サークルを
はじめる



自転車通学を
はじめる

自転車条例にも対応！



アルバイト・
インターンシップ
をはじめる



一人暮らしを
はじめる



事故時、相手方との示談交渉も
保険会社に任せられて安心！

※個人賠償責任補償に関するサービスとなります。

扶養者に万一のときの学資費用も補償

申込締切日

2026年3月31日(火)

団体割引適用

15%

スマートフォン・PCから簡単にお申込みいただけます。

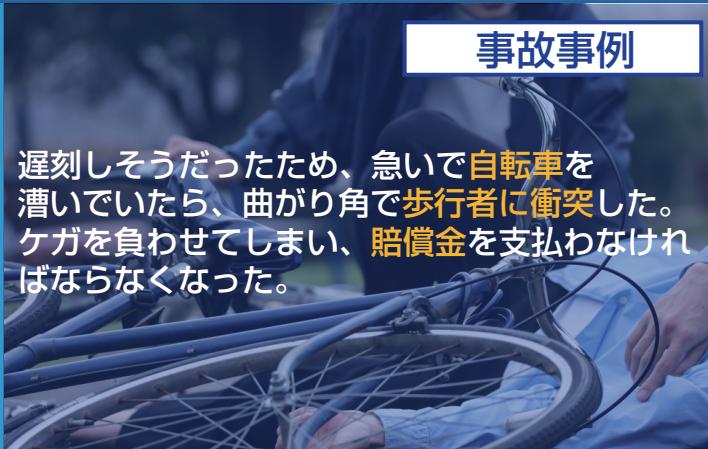
申込みはWebで
簡単 5 分

P.5掲載の二次元コード・URLから
詳細をご確認ください。

※必ず申込締切日までにお手続きください。
●2026年4月1日以降にお申込みの場合は、二次元コード・URLが異なりますのでご注意ください。
●2026年4月1日以降にお申込みされる方は中途加入となり、翌月1日午前0時からの補償開始となります。
※退学等の場合には解約手続きが必要になります。残期間に応じて保険料を返金しますので、代理店まで
お問い合わせください(返金できない場合もございます。)
この保険は、学校法人中央大学を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保
険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として学校法人中央大学が有します。

学生生活にはこんなリスクが！学生総合補償制度

自転車通学中に…



事故事例

遅刻しそうだったため、急いで自転車を漕いでいたら、曲がり角で歩行者に衝突した。ケガを負わせてしまい、賠償金を支払わなければならなくなってしまった。

国内示談交渉サービス付き

実額

支払額

440万円

個人賠償責任で補償



大学生は、通学だけでなく、バイトやサークルなど、活動範囲が急激に広がるため、誰かに迷惑をかけてしまうリスクが高まります。

サークルをはじめて…



事故事例

テニスの練習中、足を滑らせ膝に大ケガを負った。14日もの間、痛みに耐えながら通院することになった。

メディカルアシスト付

日数分

支払額

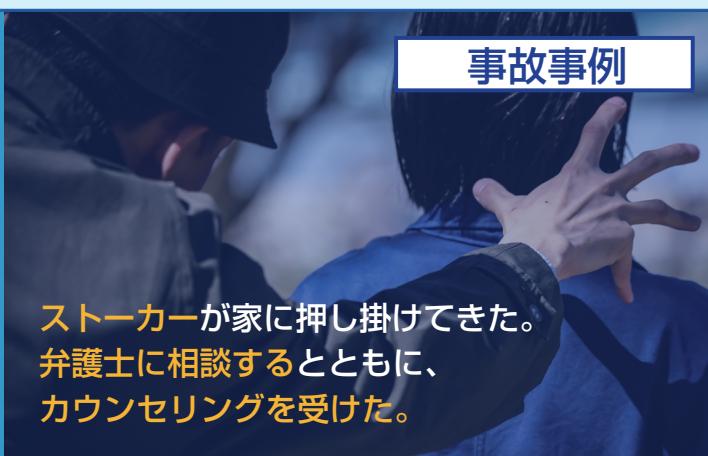
28,000円

通院保険金で補償



大学生になっても、サークルや部活での運動を中心としたケガのリスクはなくなりません。

一人暮らしをはじめて…



事故事例

ストーカーが家に押し掛けてきた。弁護士に相談するとともに、カウンセリングを受けた。

いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル付

実額

支払額

弁護士相談費用 59万円

カウンセリング費用 7万円

弁護士費用とトラブル対策費用で補償
SNS誹謗中傷・ストーカー・痴漢被害等のトラブルに巻き込まれてしまった際に、1人で抱え込まない環境が大切です。

扶養者の方も…



事故事例

元気だったお父さまが交通事故でこの世を去ってしまった。家計は大打撃を受け、授業料を支払う余裕がなくなった。

年度ごとの限度額
(A・B・Cタイプの場合)

支払額

100万円

学資費用保険金



扶養者の方が突然、重大な事故に巻き込まれた場合、お子さまが大学に通い続けられなくなる可能性があります。

が学生の“万が一”を手厚くサポートします！

もしもの時の

示談交渉もお任せください！

自転車事故を起こしてしまった際など、個人賠償責任についての大変な示談交渉も東京海上日動にお任せください。

※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

*1 東京海上日動の保険に加入している大学生の保護者200人のアンケート結果（2020年10月 東京海上日動調べ、調査委託先：マクロミル）

父母等の
92.5%^{*1}
が安心！



自動
セット

メディカルアシスト 24時間365日対応

こんな時どうすればいい？あなたがお困りの際、お電話にて医療に関する相談に応じます。

旅行先で急病！
最寄りの病院を知りたい

医療機関案内

急に激しい頭痛。
どうしたらいいの…

緊急医療相談



※サービスの詳細は、下記「付帯サービスのご案内」をご参照ください。

自動
セット

いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル

こんな時どうすればいい？あなたがお困りの際、お電話にて提携の弁護士が相談に応じます。

ストーカー被害
SNSで誹謗中傷どうしたら…

いじめ・嫌がらせ等に
に関する相談ダイヤル

痴漢と間違われた
痴漢に遭った どうしたら…

痴漢被害・冤罪に関する
緊急相談サービス



※サービスの詳細は、下記「付帯サービスのご案内」をご参照ください。

扶養者の方に万が一があったとき、
お子さまのご卒業までの授業料を補償

育英・学資費用

※地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガや熱中症も補償対象となります。

※扶養者の指定：扶養者として指定できるのは、原則として、保険の対象となる方の親権者であり、かつ保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。

（保険の対象となる方が成年に達している場合は、親権者である必要はありません。）

*1 東京海上日動の保険に加入している大学生の保護者200人のアンケート結果（2020年10月 東京海上日動調べ、調査委託先：マクロミル）

父母等の
88.5%^{*1}
が安心！

付帯サービスのご案内



URL

<https://nichi-bou.co.jp/student-insurance/2025edition/chuo-university-additional-services.pdf>

詳細は上記URL・二次元コードからの
アクセス先に掲載されています。

※上記は東京海上日動が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

※実額と記載している支払額は保険金額の範囲内で保険の対象となる方が実際に負担した損害賠償額や負担した費用をお支払いします。

※事故の通知：事故が発生した場合には、直ちに裏表紙記載の「お問い合わせ先」にご連絡ください。

※保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

重要

お子さまの他人への
損害賠償責任を補償

個人賠償責任

借家人賠償責任

個人賠償責任

示談交渉サービス

例えば……自転車で走行中、通行人にぶつかってケガをさせたとき

国内外でお子さまが偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや、国内外でお子さまが他人から借りた物や預かったもの（受託品^{※1}）を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。個人賠償責任については国内での事故に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）

*1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含みません。

*2 インターンシップ中やアルバイト中も補償の対象となります。

*3 自動車およびバイク（原動機付自転車を含む）での事故は補償対象外です。

傷害

細菌性食中毒・
熱中症も対象地震・噴火・津波
も対象

例えば……交通事故に遭い、入院してしまったとき

国内外を問わずお子さまが「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをしたまたは熱中症になった場合に下記の保険金をお支払いします。

◆ 死亡・後遺障害保険金

ケガや熱中症で死亡されたり後遺障害が生じたときに保険金をお支払いします。

◆ 入院・手術保険金

ケガや熱中症で入院^{※1}や手術^{※2}をしたときに保険金をお支払いします。

*1 事故の日から180日を経過した後の入院についてはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。

*2 事故の日から180日以内に受けた手術に限ります。

◆ 通院保険金

ケガや熱中症で通院^{※1}をしたときに保険金をお支払いします。

*1 事故の日から180日を経過した後の通院についてはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。

お子さまの
ケガ・病気の補償

傷 害

病 気

扶養者の万が一のとき
お子さまの教育費用を
補償

育 英 費 用

学 資 費 用

育英・学資費用

地震・噴火・津波
も対象Aタイプは
病気も対象

例えば……扶養者を事故で亡くし、授業料を払えなくなったとき

国内外で扶養者がケガや熱中症によって死亡したり、重度後遺障害を被った場合に補償します。

◆ 育英費用保険金（ケガや熱中症）

育英費用保険金額を全額一度にお支払いします。

お子さまの
トラブルを補償

救援者費用等

弁護士費用等

トラブル対策費用

生活用動産

救援者費用等

例えば……お子さまが緊急入院し、保護者が駆けつけたとき

国内外でお子さまが保険期間中に住宅外において被ったケガまたは熱中症により継続して3日以上入院したり、搭乗している航空機や船舶が遭難した場合等に、親族が現地に赴くための交通費や宿泊料、捜索救助費用等をお支払いします。

(基本補償)

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合は
二次元コードより「補償の概要等」を必ずご確認ください。

借家人賠償責任

一人暮らし限定

例えば……ぼやを出し、天井や壁に損傷を与えたとき

国内でお子さまが火災や水漏れ破損等の偶然な事故により**借用戸室を損壊**したため、
家主に対して**法律上の損害賠償責任**を負った場合に保険金をお支払いします。

借家人賠償責任については、示談交渉は東京海上日動では行いません。

※自宅通学生の場合やご親族の住居に下宿している場合（兄弟等と同居している場合を含む）
はご加入できません。



病気

例えば……盲腸で入院したとき

◆ 入院手術医療保険金

お子さまが病気で2日以上入院^{＊1}したり手術^{＊2}や放射線治療^{＊3}を受けた場合に保険金をお支払いします。

＊1 1回の入院について60日を限度とします。

＊2 傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして^{＊4} 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。

＊3 血液照射を除きます。放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回のお支払いを限度とします。

＊4 「時期を同じくして」とは、「手術室に入ってから出るまで」をいいます。



◆ 入院療養一時金

お子さまが病気で60日以上入院が必要であると診断された場合に保険金（一時金）をお支払いします。

◆ 学資費用保険金（ケガや熱中症・病気）

お支払対象期間中（お申込時にご申告いただいた卒業予定年次までの期間となります。）に実際にかかる授業料等の学資費用を支払年度ごとに保険金額を限度にお支払いします。

※あらかじめ扶養者を指定していただきます。扶養者として指定できるのは、原則として、保険の対象となる方の親権者であり、かつ保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。（保険の対象となる方が成年に達している場合は、親権者である必要はありません。）

※web加入サイトの「扶養者氏名」欄に入力された方が「あらかじめ指定した扶養者」となります。



弁護士費用等(人格権侵害等)

トラブル対策費用

例えば……SNS上で誹謗中傷被害を受け、どう対処すべきか弁護士に相談したい

国内において、お子さまが急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢^{＊1}・ストーカー行為・嫌がらせ^{＊2}等により精神的苦痛を被った場合^{＊3}に、法律相談や相手との交渉等を依頼するための弁護士費用や防犯対策・カウンセリング^{＊4}に要する費用を負担したときに保険金をお支払いします。

＊1 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。

＊2 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。

＊3 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。

＊4 臨床心理士または国家資格を保持した心理カウンセラー（スクールカウンセラーとして従事する者を含みます。）によるカウンセリングに限ります。



生活用動産

一人暮らし限定

例えば……空き巣が入り、家財が盗難にあったとき

国内でお子さまが所有する家財が火災や盗難等の偶然な事故で損害を受けた場合に保険金をお支払いします。（免責金額（自己負担額）：5,000円）

※建物外に持ち出している間も補償されます。

※自宅通学生の場合やご親族の住居に下宿している場合（兄弟等と同居している場合を含む）はご加入できません。

※サーフボード、携帯電話、スマートフォン、モバイルデータ通信機能を有するタブレット端末、眼鏡、手形その他の有価証券、定期券、貴金属、宝石、商品・製品や設備・什器（じゅうき）等は、補償の対象となりません。



補償プラン（保険金額・保険料表）

二次元コード
でのお申込み

2026年3月31日までに
お手続きいただく場合
<http://ezoo.jp/ds2/>
A006793000012604



2026年4月1日以降に
お手続きいただく場合
<http://ezoo.jp/ds5/>
A0067930000126042510



【保険期間】4年間

団体割引15%適用

学生本人の病気補償あり

Aタイプ

Bタイプ

学生本人の病気補償なし

Cタイプ

Dタイプ

保険料4年間分(一時払)

76,420円

59,090円

51,720円

43,770円

保 險 金 額	個人賠償責任（記録情報限度額500万円）	1事故 国内:無制限 国外:1億円			
	死亡・後遺障害	30万円	30万円	30万円	30万円
	入院保険金日額 ^{*1}	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
	通院保険金日額	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
	入院・手術医療 入院医療保険金日額 ^{*2}	3,000円	3,000円		
	入院療養一時金額	30万円	30万円		
	育英費用 ^{*3}	100万円	100万円	100万円	
	学業費用(学資費用) ^{*3}	100万円	100万円	100万円	
	疾病による学業費用(疾病学資費用) ^{*3}	50万円			
	学業費用支払終期	2030年4月1日	2030年4月1日	2030年4月1日	
	弁護士費用等(人格権侵害等)	300万円	300万円	300万円	300万円
	トラブル対策費用	20万円	20万円	20万円	20万円
	救援者費用等	100万円	100万円	100万円	100万円

一人暮らしの学生

以下の補償を追加したタイプを
ご用意しております。

+

+

+

+

保 險 金 額	借家人賠償責任	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
	生活用動産（免責金額(自己負担額):5,000円）	100万円	100万円	100万円	100万円
	《下宿生向け》加入タイプ	AAタイプ	BBタイプ	CCタイプ	DDタイプ
	保険料4年間分(一時払)	92,740円	75,410円	68,040円	60,090円

*すべてのタイプに「細菌性食中毒等補償特約」がセットされています。

*A・B・C・AA・BB・CCタイプには「天災危険補償特約(傷害、育英費用および学業費用用)」、D・DDタイプには「天災危険補償特約(傷害用)」がセットされています。

*1 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

*2 手術医療保険金のお支払い額は、入院医療保険金日額の10倍(入院中の手術または放射線治療)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*4 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。

*3 独立生計の学生はお選びいただけません。Dタイプをお選びください。

*4 「時期を同じくして」とは、「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

保険期間

2026年4月1日午前0時から 2030年4月1日午後4時まで

保険の対象となる方（被保険者）

【「保険の対象となる方（被保険者）ご本人*1」としてご加入いただける方】

「保険の対象となる方（被保険者）ご本人*1」としてご加入できる方は、中央大学に在籍する学生の方（入学手続きを終えた方を含みます。）となります。

【保険の対象となる方（被保険者）の範囲】

「保険の対象となる方（被保険者）」は、以下の場合を除きご本人*1のみとなります。

※個人賠償責任については、ご本人*1の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者も保険の対象となる方に含みます（代理監督義務者については、ご本人*1に関する事故に限ります。）。

※借家人賠償責任については、ご本人*1が、未成年者または責任無能力者である場合は、ご本人*1の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者（ご本人*1の配偶者または親族に限ります。）も保険の対象となる方に含みます（ご本人*1に関する事故に限ります。）。

*1 ご加入の際に「保険の対象となる方（被保険者）ご本人」として記載された方をいいます。

育英費用、学業費用については、あらかじめ扶養者を指定し、web手続きサイトの「被保険者の扶養者」欄に入力してください。原則として、扶養者として指定できるのは、保険の対象となる方の親権者であり（保険の対象となる方が成年に達した場合を除きます。）かつ、保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。

【「保険の対象となる方（被保険者）について」における用語の解説】

（1）配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。）。

①婚姻意思*2を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

（2）親族：6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます（配偶者を含みません。）。

*2 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

重要事項説明書・補償の概要等（補償内容の詳細）

●重要事項説明書・補償の概要等には、ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。特に、保険金をお支払いしない主な場合・解約される場合等、ご加入に際してお客様に不利益になる事項についてご確認いただくことが重要です。

●重要事項説明書・補償の概要等の内容については、右の二次元コードまたは以下のURLからのアクセス先に掲載の重要事項説明書・補償の概要等よりご確認ください。（重要事項説明書・補償の概要等は印刷またはダウンロードし、保管されることをおすすめいたします。）

URL <https://nichi-bou.co.jp/student-insurance/2025edition/chuo-university-important-matters.pdf>

●重要事項説明書・補償の概要等の書面をご希望の方は裏表紙記載の代理店までご連絡ください。



このパンフレットは、団体総合生活保険の概要についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご加入方法

Web加入

1

手続きサイトへの
アクセス

2026年3月31日までに
お手続きいただく場合
[http://ezoo.jp/ds2/
A006793000012604](http://ezoo.jp/ds2/A006793000012604)



2026年4月1日以降に
お手続きいただく場合
[http://ezoo.jp/ds5/
A0067930000126042510](http://ezoo.jp/ds5/A0067930000126042510)



2

加入対象者の
契約情報等の入力

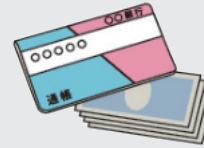
被保険者情報、加入者情報、
扶養者情報、加入タイプ、
告知事項等を入力します。

※個人情報は保険業法施行
規則に従い、適切に管理
しております。

3

口座情報の入力

保険手続き完了後、
保険料口座登録画面に進みます。
4月1日加入の場合、保険料の引落日は6月29日
となります。通帳記帳名はホケンリョウです。



4

4月以降順次
加入者票の受領

加入者票が未着でも補償開始日
以降の事故は補償されます。
加入者票到着までは申込完了
メールを保存してください。



保険料控除制度についてのお知らせ

団体総合生活保険については、入院・手術医療保険金支払特約、入院療養一時金支払特約(病気による入院等)に係る保険料が生命保険料控除*1(介護医療用)の対象となります。控除証明書が必要となる場合はお手数ですがお問い合わせ先記載の引受保険会社営業店までご連絡ください。(10月頃より受付開始)

*1 生命保険料控除制度の詳しい内容につきましては、日本損害保険協会のホームページ(<https://www.sonpo.or.jp/>)をご参照ください。

保険金請求のご案内

24時間
365日
受付

事故が発生した場合は「事故受付センター」へお電話ください

- ①事故の日時・場所・被害者名・事故状況・加入者証券番号等をお知らせください。
- ②お手元に保険金請求書が届きますので、指定箇所にご記入、入院・通院等終了後返送いただきます。
- ③ご指定口座に保険金をお振込みします。



©東京海上日動

事故受付センター(東京海上日動安心110番) TEL:0120-720-110(受付時間:24時間365日)

※スマートフォンによる事故受付も可能です。加入者票に表示している二次元コードから事故受付専用サイトにアクセスのうえご利用ください。
なお、スマートフォンによる事故受付は、ケガや病気に関する補償および携行品補償の保険金のご請求を対象としています。

《お問い合わせ先・事故時の連絡先》

中央大学 学生総合補償制度係
代理店 日本防災保障株式会社

〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町2-548-1

日本防災保障本社ビル

フリーダイヤル 0120-222-632

(受付時間:平日午前9時~午後5時)

【保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社

公務第二部 文教公務室

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4

TEL.03-3515-4133 (受付時間:平日午前9時~午後5時)

<2025年10月1日以降始期契約用>

2025年10月作成 25TX-003568